

学校開放施設暖房器具使用許可条件

- (1) 施設利用目的がスポーツ大会・練習試合・イベント等の場合とし、使用時間が4時間以上の場合とする。
- (2) 暖房器具及び燃料について、使用者が準備すること。
- (3) 利用施設に消火器が設置されているか確認し、設置されていない場合は使用者が用意すること。
- (4) 火気の取り扱いに十分に注意すること。
- (5) 使用許可書の写しを学校及び管理人に提出すること。